

# カナンの園 定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう、キリスト教の精神に立って支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

- (ア) 福祉型障害児入所施設の設置経営
- (イ) 障害者支援施設の設置経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

- (ア) 障害福祉サービス事業の経営
- (イ) 移動支援事業の経営
- (ウ) 老人居宅介護等事業の経営
- (エ) 障害児通所支援事業の経営
- (オ) 特定相談支援事業の経営
- (カ) 障害児相談支援事業の経営
- (キ) 地域活動支援センターの経営

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人カナンの園という。

### (経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、（地域で障害を持った人、子育て世帯、経済的に困窮する者等）を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を岩手県二戸郡一戸町中山字大塚4番地7に置く。

## 第2章 評議員

### (評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上、9名以内を置く。

### (選任及び解任)

第6条 評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）を設置し、この委員会において行うものとする。

- 2 委員会の委員は任期2年とし、監事1名、外部委員2名の合計3名で構成し、理事会はこれを選任し、運営に関する事項は、別に定めるものとする。
- 3 この委員会に提案する選任候補者の推薦及び解任については、理事会が行うものとする。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適正及び不適人と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、全員の出席かつ賛成とする。

(評議員の資格)

第6条の2 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、理事長がこれを委嘱すものとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の残任期間までとする。
  - 3 評議員は、第5条に定める定数に及ばなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員の報酬は、無報酬とする。

### 第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事、監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 収支予算及び事業計画
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3カ月以内に開催するほか、必要がある場合は臨時に開催することができるものとする。

(議長)

第12条 評議員会の議長は、開催の都度、互選する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、1週間以上前までに理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して4週間前までに評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数を以って行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の掲げる決議について特別の利害を有する評議員を除く、評議員の3分の2以上に当たる多数を以って行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 法人に対する役員損害賠償の一部免除
- (3) 定款の変更
- (4) 法人の吸収合併または新設合併
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行うものと

する。ただし、理事又は監事の候補者の合計数が定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び評議員会において選任された評議員2名は、これに署名又は記名押印しなければならない。

#### 第4章 役員及び職員

(役員の数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上、8名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事1名を常務理事とすることができる。

3 前項により、常務理事を設けた場合は、法第45条の16第2項第2号の業務執行とする。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任するものとする。

2 理事長又は常務理事は、決議に加わることできる理事の過半数の決議によって選定する。

(役員資格)

第17条の2 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係にある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事を選定した場合は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告するものとする。ただし、常務理事を設けられた場合も同様とする。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、法令及び監査規程に定めるところにより、理事の職務の執行状況を監査し、監査報告書を作成の上、理事長に提出するものとする。

2 監事は、職務において理事及び職員に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 前項に掲げる者が任期中において、退任等により、補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬等)

第22条 理事及び監事の報酬は、無報酬とする。ただし、常勤する役員においては、別に定める総額の範囲内で支給することができる。

2 前項による「ただし書き」の額は、評議員会において定める報酬等の支給に従って定めた額とする。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の部長職にある者及び事業所の長等は、理事会の議決を経て理事長が任免する。
- 3 前項に掲げる職員以外の者は、理事長が任免する。

## 第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会の業務の執行は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く日常の業務として理事会が別に定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) 法人の業務執行の決定
- (2) 職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 前項において、各理事は、召集権者に対し理事会の目的である事項を提示して理事会の招集することを請求することができる。

(決議)

第27条 理事会の決議は、その議案決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数を以って行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法第45条の14第9項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
- 3 理事会に議長を置き、理事長を以ってこれに充てる。

(議事録)

第28条 理事会は、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長及び監事がこれに署名又は記名押印しなければならない。

## 第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の三種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第36条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品等は、速やかに第二項に掲げることの必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは理事会及び評議員会委員総数3分の2以上の議決を得て、岩手県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資にかかる担保に限る。）
- (3) 施設等の解体処分等において、国又は地方公共団体等から助成を受けて施設整備を行うことが認められる場合

（事業計画及び収支予算）

第31条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会及び評議員会の委員総数の3分の2以上の議決を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、前条第1項に掲げる承認及び議決行為を準用する。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
  - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、定款を含む次の書類を主たる事務所に5年間を備え置き、一般の閲覧に供する。
    - (1) 監査報告
    - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
    - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
    - (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

（保有する株式に係る議決権の行使）

第35条の2 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

- 2 租税特別措置法第40条の特例の適用を受ける場合の留意点として、贈与又は遺贈に係る財産が贈与又は遺贈をした者又はこれらの者の親族が法人税法第2条第15号に規定する役員となっている会社の株式又は出資である場合には、その株式又は出資に係る議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事会において理事会及び評議員会の委員総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第7章 公益を目的とする事業

（種別）

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（1）日中一時支援事業

- 2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得るものとする。

（収益の処分）

第37条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

## 第8章 解散

（解散）

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び3号から第6号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第9章 定款の変更

（定款の変更）

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、県北振興局長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

## 第10章 公告の方法その他

（公告の方法）

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人カナンの園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子広告に掲載して行う。

（施行細則）

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

#### 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	伊 崎 正 勝
理 事	一 戸 正 彦
理 事	ヨハネ・シュルテンベルゲル
理 事	リチャード・ラーマズ
理 事	大 住 三 郎
理 事	佐々木 慶治郎
理 事	百 岡 胤 正
理 事	岩 崎 コ ヨ
理 事	久保木 高
理 事	本 庄 義 雄
理 事	齊 藤 芳 弘
監 事	秋 山 信 勝
監 事	千 葉 茂

2 この定款は1972(昭和47)年11月24日から施行する。

3 この定款は1982(昭和57)年6月15日から施行する。

(第1条追加、定款準則変更)

4 この定款は1987(昭和62)年5月12日から施行する。

(第11条2項変更)

5 この定款は1988(昭和63)年9月1日から施行する。

(第1条追加、第11条2項変更、定款準則変更)

6 この定款は1990(平成2)年3月16日から施行する。

(第1条追加)

7 この定款は1991(平成3)年4月1日から施行する。

(第11条2項変更)

8 この定款は1991(平成3)年6月21日から施行する。

(第1条追加、第11条2項変更)

9 この定款は1992(平成4)年3月31日から施行する。

(1条追加)

10 この定款は1992(平成4)年10月26日から施行する。

(第1条追加、第11条2項変更、定款準則変更)

11 この定款は1993(平成5)年2月9日から施行する。

(第4条変更)

12 この定款は1993(平成5)年3月25日から施行する。

- (第11条2項変更)
- 13 この定款は1994(平成6)年5月24日から施行する。  
(第11条2項変更、定款準則変更)
- 14 この定款は1997(平成9)年7月25日から施行する。  
(第3条変更、第12条2項変更)
- 15 この定款は1999(平成11)年12月13日から施行する。  
(第1条追加、第12条2項変更、定款準則変更)
- 16 この定款は2000(平成12)年10月30日から施行する。  
(第1条追加、第12条2項変更、定款準則変更)
- 17 この定款は2001(平成13)年3月22日から施行する。  
(定款準則変更)
- 18 この定款は2001(平成13)年10月9日から施行する。  
(第14条から17条迄の条文の追加)
- 19 この定款は2003(平成15)年1月10日から施行する。  
(第1条追加、第5条変更、第18条変更、定款準則変更)
- 20 この定款は2003(平成15)年4月8日から施行する。  
(第1条変更)
- 21 この定款は2003(平成15)年7月10日から施行する。  
(第4条変更)
- 22 この定款は2004(平成16)年4月20日から施行する。  
(第1条変更)
- 23 この定款は2006(平成18)年1月26日から施行する。  
(第1条変更及び追加、第3条変更、第14条、第19条変更、定款準則変更)
- 24 この定款は2006(平成18)年10月1日から施行する。  
(第1条変更、第18条変更、第27・28条の追加)
- 25 この定款は2007(平成19)年4月1日から施行する。  
(第1条変更及び追加)
- 26 この定款は2007(平成19)年8月16日から施行する。  
(第1条追加)
- 27 この定款は2008(平成20)年8月29日から施行する。  
(第1条変更)
- 28 この定款は(平成21)年4月20日から施行する。  
(第1条変更及び追加)
- 29 この定款は2009(平成21)年10月1日から施行する。  
(第1条変更及び追加)
- 30 この定款は2010(平成22)年4月1日から施行する。  
(第1条変更及び追加、第27条変更)
- 31 この定款は2011(平成23)年4月1日から施行する。  
(第1条変更及び追加、訂正)
- 32 この定款は変更認可のあった日(2012(平成24)年3月1日認可)から施行する。

(第18条第2項(別表)、第32条各項)

- 33 この定款は変更認可のあった日(2012(平成24)年7月30日認可)から施行する。  
(第1条第1項第1号、同第2号、第18条第2項(別表))
- 34 この定款は変更認可のあった日(2013(平成25)年4月11日認可)から施行する。  
(第1条第1項第1号、同第2号、第27条各号)
- 35 この定款は変更認可のあった日(2014(平成26)年1月14日認可)から施行する。  
(第1条第1項第2号)
- 36 この定款は変更認可のあった日(2014(平成26)年7月10日認可)から施行する。  
(第1条第1項第2号)
- 37 この定款は変更認可のあった日(2016(平成28)年4月14日認可)から施行する。  
(第12条第2項、第18条第2項別表)
- 38 この定款は変更認可のあった日(2016(平成28)年12月27日認可)から施行し、社会福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第21号)の附則によるもの以外は、2017年4月1日から適用する。(第1条:目的、第2条:名称及び第4条:事務所在地並びに別表:基本財産除く、全部を変更する。)
- 39 この定款は変更認可のあった日(2017(平成29)年6月12日認可)から施行する。(租税特別措置法第40条の特例適用要件整備として、第6条の2、第17条の2、第35条の2を追加し、第10条、第31条、第36条を変更)
- 40 この定款は変更認可のあった日(2019(平成31)年1月8日認可)から施行する。(第29条第2項別表)
- 41 この定款は変更認可のあった日(2020(令和2)年4月28日認可)から施行する。(第29条第2項別表)

別表. 基本財産(土地の部)

番号	所在地	地目	面積 m <sup>2</sup>	用途	備考
1	岩手県二戸郡一戸町中山字大塚4番6	宅地	11,227 . 61	奥中山学園敷地	
2	岩手県二戸郡一戸町中山字大塚4番10	宅地	993 . 56	奥中山学園敷地	
3	岩手県二戸郡一戸町中山字大塚4番2	山林	13,702 .	奥中山学園敷地	
4	岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子1032番1	宅地	14,688 . 69	小さき群の里敷地	
5	岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子1258番	宅地	975 . 27	小さき群の里敷地	
6	岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子1031番2	宅地	2,386 . 14	小さき群の里敷地	
7	岩手県二戸郡一戸町中山字大塚4番7	雑種地	1,076 .	奥中山学園敷地	
8	岩手県二戸郡一戸町中山字大塚124番4	宅地	319 . 15	グループホーム(ノエル)敷地	
9	岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子1206番23	雑種地	988 .	グループホーム(おおぞら、ののさわ)敷地	
10	岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子1054番83	宅地	317 . 46	グループホーム(あゆみ)敷地	
11	岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子1174番86	山林	7,904 .		
12	岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子1174番90	畑	17,051 .		
13	岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子1174番92	畑	5,310 .		
14	岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子1253番1	畑	18,062 .		
15	岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子1253番18	原野	5,489 .		
16	岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子1265番1	畑	14,382 .		
17	岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子1265番2	牧場	7,989 .		
18	岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子1265番3	山林	8,825 .		
19	岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子1265番4	宅地	1,798 . 63		
20	岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子1206番26	雑種地	331 .		
21	岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子1206番27	雑種地	330 .		
22	岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子1206番28	雑種地	325 .		
23	岩手県二戸郡一戸町中山字大塚4番5	宅地	2,479 . 92	駐車場・給食センター・グループ ホーム(若木)敷地	
24	岩手県二戸郡一戸町中山字大塚4番9	宅地	1,076 . 74	駐車場・給食センター敷地	
	合計	24筆	138,027 . 17		

## 別表. 基本財産(建物の部)

所在地	家屋番号	種類	構造	床面積	用途	備考
岩手県二戸郡一戸町中山字大塚4番地10	4番10	機能訓練室	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	202.88	奥中山学園機能訓練棟	
同 上	4番10	作業所	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	149.05	奥中山学園作業棟	
岩手県二戸郡一戸町中山字大塚4番地6	4番6の2	寄宿舎	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	225.86	奥中山学園職員舎	
岩手県二戸郡一戸町中山字大塚4番地6	4番6の3	居宅	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	183.01	奥中山学園「ハンナ寮」	
岩手県二戸郡一戸町中山字大塚4番地6	4番6の4	管理棟	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	391.69	奥中山学園管理棟	
同 上	4番6の4	寄宿舎	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	147.40	奥中山学園(短期)	
同 上	4番6の4	寄宿舎	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	138.11	奥中山学園(小舎1)	
同 上	4番6の4	寄宿舎	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	138.11	奥中山学園(小舎2)	
同 上	4番6の4	寄宿舎	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	140.59	奥中山学園(小舎3)	
同 上	4番6の4	寄宿舎	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	140.59	奥中山学園(小舎4)	
同 上	4番6の4	寄宿舎	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	142.25	奥中山学園(小舎5)	
岩手県二戸郡一戸町中山字大塚4番地7、4番地6	4番7	事務所・訓練室	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	403.35	奥中山学園訓練室等	
岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子1032番地1	1032番1	作業場	木・鉄筋コンクリート・鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	805.18		
同 上	1032番1	機械室	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	23.33	小さき群の里園舎	
同 上	1032番1	作業場	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建	281.00	小さき群の里記念館作業棟	
岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子1031番地4	1031番4	加工場	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	118.41	小さき群の里食品加工場	
岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子1258番地	1258番	寄宿舎	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	121.73	小さき群の里職員舎	
岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子1206番地23	1206番23	寄宿舎	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	169.76	グループホーム(おおぞら)	
同 上	1206番23	寄宿舎	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	169.76	グループホーム(ののさわ)	
岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子1265番地1	1265番1	作業所	木造合金メッキ鋼板葺平家建	145.74	小さき群の里作業棟	
岩手県盛岡市大館町528番地36、528番地10	528番36	作業所	鉄筋コンクリート造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺2階建	499.33	ヒソブ工房園舎	
同 上	528番36	作業所	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	79.49	ヒソブ工房作業棟	
岩手県二戸郡一戸町中山字大塚124番地4	124番4	居宅	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	252.70	グループホーム(ノエル)	
岩手県二戸郡一戸町中山字大塚361番地3	361番3	作業場	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	198.45	ウィズ園舎	
岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子1027番地8	1027番8	工場	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	870.00	カナン牧場工場	
岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子1447番地3	1447番3	作業場	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	397.00	シャローム園舎	
盛岡市津志田西二丁目31番地26	31番26	事務所・作業所・店舗	木造合金メッキ鋼板ぶき2階建	546.54	となんカナン事務所・作業所・店舗	
岩手県二戸郡一戸町中山字大塚4番地5、同所4番地9	4番5	工場	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	339.73	給食センター	
岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子1448番地7	1448番7の1	寄宿舎	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	187.77	グループホーム(よつば)	
岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子1448番地7	1448番7の2	寄宿舎	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	187.77	グループホーム(まきば)	
岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子1054番地83	1054番83	寄宿舎	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	187.77	グループホーム(あゆみ)	
岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子1448番地7	1448番7の3	寄宿舎	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	188.80	グループホーム(丘の家)	
岩手県二戸郡一戸町中山字大塚81番地1	81番1	寄宿舎	木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建	199.98	グループホーム(美空)	
岩手県二戸郡一戸町中山字大塚4番地5	4番5の2	グループホーム	木造合金メッキ鋼板ぶき2階建	267.06	グループホーム(若木)	
合 計			34棟	8,640.19		